

## 女性の活躍・創業支援業務委託プロポーザル方式業者選定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 女性の活躍・創業支援業務を実施するにあたり、プロポーザル方式によりこの業務の履行に最も適した契約の相手方を、厳正かつ公正に選定するため、女性の活躍・創業支援業務委託プロポーザル方式業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 実施要領に関すること
- (2) 選定方法及び選定基準（評価項目、配点等）に関すること
- (3) 提案書の評価に関すること
- (4) 選定結果の通知及び公表に関すること
- (5) 前4号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めること

### (組織)

第3条 委員会は委員8名をもって組織する。

2 委員は次に掲げる職にある者をもって充てる。

- (1) 経済部長
- (2) 産業労働政策課長
- (3) 経営支援課長
- (4) 産業振興課長
- (5) 農政課長
- (6) グリーンセンター所長
- (7) 公営競技事務所長
- (8) 農業委員会事務局長

3 委員の任期は、受託者が決定した日までとする。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長を置く。

2 委員長は前条第2項第1号に掲げる職にある者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、前条第2項第2号に掲げる職にある委員が、その職を代理する。

### (会議)

第5条 会議は、必要に応じて委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

- 4 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。
- 5 委員長は、緊急を要すると認めるときは、各委員に合議して会議に代えることができる。

(中立の保持)

第6条 委員は、女性の活躍・創業支援業務委託プロポーザルに参加している者に対して、特定の利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

- 2 委員は、直接間接を問わず、女性の活躍・創業支援業務委託プロポーザルに参加してはならない。

- 3 委員は、提案者と利害関係がある場合は、選定に関与しないものとする。

※利害関係とは、審査委員本人が参加者（団体）の役員、従業員の地位にある場合及び参加者（団体）から報酬等を受けている場合などをいう。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は経済部経営支援課において行う。

(守秘義務)

第8条 委員会の委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。